

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

日本電産グループは「高成長、高収益、高株価」をモットーに、「社是」および「経営三原則」のもと、経営及び経営体制の強化に努めてまいりました。

株主をはじめとするステークホルダーの権利を尊重した当社グループのコーポレート・ガバナンスにつき、その考え方をより明確にし、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図るとともに、多くのステークホルダーの皆様当グループの姿勢をご理解いただくため、2006年5月、コーポレート・ガバナンス・ポリシーを策定いたしました。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

1. 基本方針

日本電産グループコーポレート・ガバナンスの目的は、企業の誠実さを確立した上で社会の信頼を獲得し、「高成長、高収益、高株価」をモットーとした持続的な企業価値の拡大を図ることです。この目的のため、内部統制の維持・強化を図ることにより経営の健全性・効率性を高め、情報開示の充実を図ることにより経営の透明性を高めます。

2. ステークホルダーとの関わり

持続的に企業価値を拡大していくためには、株主、顧客、取引先、環境、社会、従業員といった各ステークホルダーと良好な関係を築き、共に成長していくことが不可欠であると考えます。ブラシレスモータを中心とする当社グループの製品は、低消費電力・長寿命・低騒音の特性を備え、IT・AV機器、家電、自動車、産業機械などに幅広く使われています。当社グループは、環境にやさしく、社会に必要とされる製品の開発供給やそれに関連した様々な事業活動を通じて社会の発展と地球環境負荷の低減に貢献し、持続的な企業価値の拡大を目指します。

3. 経営の執行と監督

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任しています。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行っております。

業務執行の組織として、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や、管理部門、関係会社、事業本部等の重要事案を全社横断的に審議する会議により業務執行状況を把握するとともに、以降の業務執行についての判断を行います。常務会は代表取締役会長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役社長が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。

さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活性化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。

4. 内部統制

当社グループは、国内証券取引所上場企業として求められるコンプライアンス体制を確立し、リスク管理責任を明確化することにより経営の健全性・透明性の向上に努めます。具体的には、当社グループの内部統制に関する基本方針を「Nidecポリシーマニュアル」として制定し、経営管理監査部の組織化と活動により金融商品取引法第24条の4の4第1項が求める財務報告における内部統制の有効性の維持と改善を図ります。また、取締役会の下にコンプライアンス委員会・リスク管理委員会及びCSR委員会を組織し、それぞれの事務局としてコンプライアンス室・リスク管理室及びIR・CSR推進部を設置し、内部統制のための企業風土作り・管理体制の強化に対応しております。

5. 情報開示

当社グループは、ディスクロージャーポリシーを定め、株主をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価を可能とするため、更には当社の説明責任を果たし、経営の透明性を高めるため、公正かつ適時・適切な開示を行っています。具体的には開示検証委員会が開示の必要性及び内容の適法性・適切性の検証を行うとともに、積極的なIR活動を通じ、株主からの要望等を経営層へフィードバックすることにより、株主の視点を経営に反映させるよう心がけます。

6. グループ会社のコーポレート・ガバナンス

当社グループ会社は、当社の経営理念や方針のもと活動を行っており、当社の内部統制体制の中に組み込まれています。なお、当社からグループ会社に対し、役員の派遣、従業員の出向を行っておりますが、各グループ会社は社外監査役、専門家等の意見も踏まえ、十分に議論を尽くした上で各社の実情に対応した業務執行の意思決定を行うなど、その独立性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社の取締役等の選解任は、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会で十分に議論を行い、決定しております。また、取締役等の報酬等の額は、国内の同業他社等の支給水準を勘案の上、職責や企業業績への貢献度等の評価項目を設定し、基準に基づいて人事部にて算出し、株主総会にて承認を得た金額の範囲内で、取締役会の一任を得た会長が決定しております。手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るために、独立した諮問委員会の設置の検討も行っております。

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、事業上やその他分野で取引・協力関係のある企業と将来にわたり取引・協力関係の維持・強化を図ることで中長期的な観点から事業の安定化などを通じ当社の企業価値向上に資すると期待される株式を保有しております。なお、個々の政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的等の定性面に加え、保有に伴う便益などを経済合理性の観点から定量的に検証し、保有の意義が希薄と考えられる株式については縮減を図ります。

2. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたって、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、コーポレートガバナンス整備状況及びコンプライアンス体制なども総合的に勘案のうえ適切に議決権を行使いたします。

（議決権行使の基本的な考え方）

投資先の個々の株主総会議案については、中長期投資の視点で取引・協力関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという観点を含め、特に重要な資産の譲渡・合併等の組織再編等のような株主価値の毀損につながる事象に関し、個別に確認を行ったうえで議案の賛否について判断いたします。なお、法令違反や反社会的行為に該当する議案については、事情の有無を問わずに反対いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で取引を行う場合、コンプライアンス規程及び取締役会規程に基づき取締役会に付議し、会社の利益に反するものでないか否かを総合的に判断し決議しております。また、取締役の親族、執行役員主要株主等の関連当事者との間で取引を行う場合にも、上記取締役と同様の手続きにより、取締役会に付議し、会社の利益に反するものでないか否かを総合的に判断し決議しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金基金の安定的な運営を図るため、人事部より適切な資質を持った人材を派遣しています。また年金資産の運用においては、受託機関に対し定期的にモニタリングを行っています。代議員会メンバーには財務、経理、人事の専門性を有した社員を配置し、資産運用の状況、運用の基本方針、運営の健全性の確認を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 弊社ホームページ: <https://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/philosophy/> をご参照ください。

(ii) 弊社ホームページ: <https://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/cg/governance/> をご参照ください。

(iii) 当社は2004年12月31日をもって役員退職慰労金支給制度を廃止しております。2017年度に当社役員に対して支払った報酬等の総額は以下のとおりであり、報酬等の額を開示した有価証券報告書及び事業報告は、当社ウェブサイトにも掲載しております。

<https://www.nidec.com/ja-JP/ir/library/reports/>

取締役（社外取締役を除く）7名369百万円

監査役（社外監査役を除く）3名30百万円

社外役員 5名40百万円

（注）上記には、2017年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】

当社は企業業績との連動で役員の報酬等の額を決定しており、取締役の報酬等の額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額（年額1,000百万円）以内、監査役の報酬等の額は2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額（年額100百万円）以内としております。また、当社は、2018年6月20日開催の第45期定時株主総会の決議に基づき、上記の報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、当社の短期業績及び中期業績と連動する信託型株式報酬制度を導入いたしました。

(iv) 当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならず、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会並びに監査役会の構成の多様性に配慮し、株主総会決議による選解任の対象としております。

(v) 社外取締役・監査役候補者の選解任理由につきましては「株主総会招集ご通知」に記載しておりますが、社外取締役・監査役以外の取締役候補につきましても今後株主総会において候補者を提案する場合には「株主総会招集ご通知」において当該候補者の選解任理由を開示いたします。弊社ホームページ「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.nidec.com/ja-JP/ir/calendar/meeting/>

【補充原則4-1-1】

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監査を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任します。業務執行の組織としては、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や、管理部門、関係会社、事業本部等の重要事案を全社横断的に審議する会議により業務執行状況を把握するとともに、以降の業務執行についての判断を行います。常務会は代表取締役会長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役社長が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活性化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。なお、取締役会の決議を経るものとしては、取締役会規定に記載された (1) 法定の事項 (2) 重要な業務に関する事項 (3) 経理・人事に関する事項 (4) 定款により定められた事項等がございます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】 及び 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社と特別な利害関係がなく独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、当社の経営に対する監査・監督機能を強化しております。2名の社外取締役は豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。なお、社外取締役及び社外監査役は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考に選任しており、現在及び過去において、当社と実質的な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。

〔補充原則4-11-1〕

当社の取締役会は社外取締役2名を含めた8名で構成しております。各取締役は経営全般、管理部門、営業部門、生産技術部門、研究開発部門等それぞれの道に精通した人材でバランスよく構成しており、今後とも取締役の選任に際しては、その知識・経験・能力を中心にその時々に適したバランス、多様性及び規模を考慮していく予定です。

〔補充原則4-11-2〕

社外取締役・社外監査役を始め、取締役・監査役の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

弊社ホームページ「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.nidec.com/ja-JP/ir/calendar/meeting/>

〔補充原則4-11-3〕

当社は取締役会の実効性向上の為、毎年社外役員も含めた取締役会メンバー（取締役及び監査役）を対象にアンケートによる取締役会の実効性評価を行っております。その結果、2017年度について、当社の取締役会は適切に機能していることを確認いたしました。又アンケート結果については、取締役会事務局が取りまとめた内容を取締役会で報告・議論をし、抽出された課題については対応策を検討し、継続的な改善に努めてまいります。

〔補充原則4-14-2〕

社外役員を含めた役員・執行役員には、当社の経営理念や、企業文化への理解を促し、経営環境等について継続的な情報提供を行うとともに、必要に応じて社内外の専門家を呼んで研修を実施しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との建設的な対話を促進するための方針としてコーポレート・ガバナンス・ポリシーを策定し当社ホームページで公表しております。当社では、IR担当取締役を選任し、IR・CSR推進部がIR担当部署として営業部門、管理部門、グループ各社の関連部門等と幅広く連携し、IR活動を行っております。また、公正かつ適時・適切な開示を行うため、日本電産グループ全体を対象とした「開示手順管理規定」及び「インサイダー取引に関する社内規則」において具体的な開示の方法及び手順を定め、適時開示に係る社内体制について当社ホームページに公表しております。IR活動の詳細については本報告書の「3.2.IRに関する活動状況」をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

<https://www.nidec.com/ja-JP/corporate/about/cg/governance/>

適時開示に係る社内体制

<https://www.nidec.com/ja-JP/ir/management/disclosure/system/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
永守 重信	24,736,866	8.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	17,598,600	5.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,658,300	4.91
株式会社京都銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	12,399,214	4.15
株式会社エスエヌ興産	11,122,870	3.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	7,965,115	2.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,425,902	2.49
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,579,748	2.20
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	6,402,086	2.14
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	5,289,386	1.77

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2017年10月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2017年10月23日現在でそれぞれ次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

〔氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）〕

株式会社三菱東京UFJ銀行	(7,425,902株、2.49%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	(8,330,182株、2.79%)
三菱UFJ国際投信株式会社	(1,202,300株、0.40%)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	(488,427株、0.16%)
合計	(17,446,811株、5.85%)

三井住友信託銀行株式会社から2016年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2016年12月15日現在でそれぞれ次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

〔氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）〕
三井住友信託銀行株式会社 (12,796,543株、4.29%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (425,000株、0.14%)
日興アセットマネジメント株式会社 (2,362,300株、0.79%)
合計 (15,583,843株、5.23%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 禎一	その他											
清水 治	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 禎一	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	文部科学省等で要職を歴任しており、その高い専門知識に基づく当社の経営全般への助言により、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため。 また当該取締役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。

清水 治	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	財務省等で要職を歴任しており、その高い専門知識に基づく当社の経営全般への助言により、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため。 また当該取締役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。
------	---	--------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人との間で、四半期ごとの会合に加え、年に2、3回ほど必要に応じ会合を行っております。会合では、監査結果、監査体制、監査計画、監査実施状況等について情報・意見交換を行っております。

(2)監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、会長直属の経営管理監査部が監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査役はその内部監査報告書を情報システムを通じて常時閲覧可能であり、内部監査部門である経営管理監査部等の関係部署から報告を受け、必要に応じて意見交換、情報共有または実地監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 隆一	その他													
長友 英資	他の会社の出身者										△			
渡邊 純子	学者												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 隆一	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	外交官として世界各国での活躍経験があり、その豊富な経験と見識をもとに独立した立場からの助言により当社の監査業務並びにコーポレート・ガバナンスの強化を図るため。 また当該監査役は、現在及び過去において、独立役員の要件として証券取引所が規定するいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しました。
長友 英資	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	株式会社東京証券取引所で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、独立した立場からの助言により、監査業務並びにコーポレート・ガバナンスの強化を図るため。 当社は株式会社東京証券取引所に上場手数料を支払っていますが、取引額の当社グループおよび同社グループの連結売上高に占める割合は僅少であり、同氏の独立性に問題はないと考えています。
渡邊 純子	○	証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	京都大学大学院経済学研究科の教授を現任しており、大学教授としての豊富な経験と高い見識をもとに、独立した立場からの助言により、監査業務並びにコーポレート・ガバナンスの強化を図るため。 当社は教育及び研究活動のため、京都大学へ寄付していますが、当該寄付額の京都大学寄付収入総額に占める割合は僅少であり、同氏の独立性に問題はないと考えています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しており、社外役員全員を独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

下記「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は2004年12月31日をもって役員退職慰労金支給制度を廃止しております。
2017年度に当社役員に対して支払った報酬等の総額は以下のとおりであり、報酬等の額を開示した有価証券報告書及び事業報告は、当社ウェブサイトにも掲載しております (<https://www.nidec.com/ja-JP/ir/library/reports/>)。

取締役 (社外取締役を除く) 7名369百万円
監査役 (社外監査役を除く) 3名30百万円

社外役員 5名40百万円

(注) 上記には、2017年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は企業業績との連動で役員の報酬等の額を決定しており、取締役の報酬等の額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額1,000百万円)以内、監査役の報酬等の額は、2007年6月22日開催の第34期定時株主総会において決議された報酬限度額(年額100百万円)以内としております。また、当社は、2018年6月20日開催の第45期定時株主総会の決議に基づき、上記の報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、当社の短期業績及び中期業績と連動する信託型株式報酬制度を導入いたしました。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

(1)社外取締役

取締役会事務局である総務部が社外取締役を補佐しております。通常の業務連絡等を通じてタイムリーな会社情報の提供と各種問合せに対応するとともに、取締役会の開催に際しては、全取締役・監査役に対し開催日前日までに取締役会の議案関連資料及び経理情報を提供しています。

(2)社外監査役

内部監査部門である経営管理監査部及び総務部が社外監査役を補佐しております。常勤の社外監査役を選任しており、子会社を含む各現場に足を運び直接監査等を実施する他、経営管理監査部が行った内部監査の報告書を、情報システムを通じて閲覧することで監査に必要な情報収集を行っております。監査役会の開催に際しては、全監査役に対し開催日1週間前までに開催の通知をするとともに、監査役会の議案関連資料を前日までに事前送付し、監査役会後は議事録を作成、全監査役に対し送付しております。また非常勤監査役に対しては、必要に応じて監査役会等で常勤監査役や当社役員等から各種情報が随時報告、提供されております。

[代表取締役社長等を選任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

0 名

その他の事項

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役会設置会社です。取締役会は社内取締役6名(うち女性0名)、社外取締役2名(うち女性0名)の計8名、監査役会は社内監査役2名(うち女性0名)、社外監査役3名(うち女性1名)の計5名で構成しております。

取締役会は、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めるため、独立性の高い社外取締役を選任しております。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行っております。

業務執行の組織として、経営会議と常務会を設置しております。経営会議は月1回開催され、月次決算の総括や、管理部門、関係会社、事業本部等の重要事案を全社横断的に審議する会議により業務執行状況を把握するとともに、以降の業務執行についての判断を行います。常務会は代表取締役会長の諮問機関として週1回開催され、代表取締役社長が議長を務め、全般的業務執行方針や計画の審議及び個別重要案件の審議を行います。

さらに経営の効率性を高めるため、執行役員制と事業所制を採用しております。執行役員制により、企業の経営・監督に法的な責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員との役割分担を明確にし、取締役会の役割を全社的な経営判断に集中させ議論を活性化するとともに、取締役から執行役員への権限委譲による意思決定の迅速化を図ります。事業所制により経営責任の所在を明確にし、実効的な内部統制体制の維持・強化を図ります。

経営責任を明確にするため、取締役、執行役員ともに任期を1年としております。取締役及び監査役の報酬については、企業業績との連動性をより高めるため役員退職慰労金支給制度を2004年12月に廃止しました。また社外取締役を除く取締役、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、中期経営計画の実現及び中長期的な企業価値拡大に向けて、報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成等の意欲を高めること及び、対象取締役等による自社株保有の促進を通じて持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2018年度より中期経営計画における業績目標達成度等と連動する信託型株式報酬制度を導入いたしました。

当社は当社と特別な利害関係が無く独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、当社の経営に対する監査・監督機能を強化しています。2名の社外取締役は、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行っております。3名の社外監査役は、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。なお社外取締役及び社外監査役は東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しており、現在及び過去において、当社と実質的な人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外役員全員を独立役員に指定しております。

このように会社の業務に精通した社内取締役及び2名の社外取締役によって構成された取締役会と、社外監査役を半数以上とする監査役会、及び内部監査部門である経営管理監査部の連携により、経営に対する監査・監督機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は定時株主総会開催日(6月20日)の19日前にあたる6月1日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、2018年は6月20日、2017年は6月16日、2016年は6月17日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年度から電磁的方法による議決権の行使に対応、2005年度からは携帯電話を利用した議決権の行使にも対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社にJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文版招集通知を作成し、和・英文版とも発送前に当社ウェブサイトへ掲載しています。
その他	株主総会では終わった期の説明である事業報告の他に、今後の展望と戦略を説明するプレゼンテーションを別途行い、当社に対する参加株主の理解が深まるよう配慮しています。また、質疑応答は代表取締役会長(最高経営責任者)自身が対応し、質問がなくなるまで行っています。加えて、株主総会をマスコミに公開し透明性を高めています。 2010年度からは株主総会議案の議決結果について、賛否の票数も含めて当社ウェブサイトへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を作成し、和・英文版ともに当社ウェブサイトの「IR情報」のページで公表しています。 日本語: https://www.nidec.com/ja-JP/ir/management/disclosure/ 英語: https://www.nidec.com/en-Global/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度は個人投資家向け説明会を47回開催しました。うち3回は代表取締役会長(最高経営責任者)が説明及び質疑応答を行い、うち1回は取締役副社長執行役員(最高財務責任者)が説明及び質疑応答を行いました。個人投資家向け説明会への参加については、どなたでも申し込めるよう当社ウェブサイト内に案内を掲載しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに東京で決算説明会を開催し、質疑応答を含め全て代表取締役会長(最高経営責任者)が説明を行い、マスコミに向けても門戸を開放しています。2006年度からは、アナリスト、機関投資家及びマスコミ向けの技術説明会・施設見学会も開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに英語での決算説明電話会議を開催しています。質疑応答を含め全て取締役副社長執行役員(最高財務責任者)が説明を行っています。また北米、欧州で各々少なくとも年1回、代表取締役会長(最高経営責任者)が現地に赴いて説明を行っています。 ニューヨークとロンドンにIR専任オフィスがあり、各オフィスの駐在員が頻繁に詳細な説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR情報」のページ(https://www.nidec.com/ja-JP/ir/)を設けており、以下のようなIR資料を掲載しています。決算短信(和・英)、決算説明会資料(和・英)、質疑応答を含む決算説明会の音声(和・英)、株主総会の招集通知・決議通知(和・英)、適時開示資料(和・英)、個人投資家向け説明会資料、株主通信(事業報告書)、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書。	

IRに関する部署 (担当者) の設置	IR担当部署: IR・CSR推進部 IR担当役員: 佐藤明 (取締役副社長執行役員兼最高財務責任者) IR事務連絡責任者: 永安正洋 (IR・CSR推進部長) IR・CSR推進部はIR専任組織であり、ニューヨークとロンドンの海外IR専任オフィスの含め、10名の専任者で構成されています。
その他	個人投資家向けIRの強化策の一環として、証券会社のセールス担当者向けの説明会を継続的に実施しています。2017年度は50回開催しました。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社是」において社会や従業員といったステークホルダーへの貢献に努める姿勢を明示しております。また、「コーポレート・ガバナンス・ポリシー」の中で、ステークホルダーとの関わりについて以下のように定めています。 『持続的に企業価値を拡大していくためには、株主、顧客、取引先、環境、社会、従業員といった各ステークホルダーと良好な関係を築き、共に成長していくことが不可欠であると考えます。ブラシレスモータを中心とする当社グループの製品は、低消費電力・長寿命・低騒音の特性を備え、IT・AV機器、家電、自動車、産業機械などに幅広く使われています。当社グループは、環境にやさしく、社会に必要とされる製品の開発供給やそれに関連した様々な事業活動を通じて社会の発展と地球環境負荷の低減に貢献し、持続的な企業価値の拡大を目指します。』
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR憲章を定め、CSR委員会を取締役会のもとに設置し、その事務局でCSRの専任組織であるIR・CSR推進部を中心にCSR活動に取り組んでいます。CSR活動の詳細は、2004年から毎年発行しております「CSR報告書」や当社ウェブサイトに設けております「CSR情報」のページ (https://www.nidec.com/ja-JP/sustainability) で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ウェブサイト上でも公開しています。ポリシーの中では、ステークホルダーに対するフェアディスクロージャーの実施や、開示規則に該当しない情報に関しても積極的に開示する方針を定めています。また、CSR憲章の中でも『当社は、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに株主、顧客、取引先、社員などのステークホルダーの皆さまとの双方向のコミュニケーションを図り、社会の信頼を獲得できるよう取り組みます』と方針を明記しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2004年9月に日本電産グループの内部統制に関する基本方針を「Nidecポリシーマニュアル」として制定し、経営管理監査部の組織化と活動により金融商品取引法第24条の4の4第1項が求める財務報告における内部統制の有効性の維持と改善を図っております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下のコンプライアンス体制を確保しております。

(1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を定めております。

(2) 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。

(3) 具体的な行動指針として、「日本電産グループコンプライアンス行動規範」及び「日本電産グループコンプライアンスマニュアル」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底しています。

(4) コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

(5) コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励するとともに、通報者の保護を図っております。

(6) このような活動を推進するため、当社に設置したコンプライアンス室と日本電産グループの各地域(米州・中国・欧州・東南アジア)に置いた地域コンプライアンス担当者が連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制(グローバル・コンプライアンス体制)を構築しております。

(7) コンプライアンス違反に関しては、コンプライアンス室または内部通報窓口への報告・通報等により調査し再発防止を図ります。特に財務諸表における虚偽の表示の原因となる経営者・使用人または第三者による不正については発生防止に留意します。コンプライアンス違反事案は懲罰委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。

(8) 当社は、グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。

(9) 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査役は常時閲覧可能であります。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社各部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を監査します。

(2) 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。

(2) 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。

(3) 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。

(4) 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、常務会、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

(1) 当社の取締役及び執行役員は、当社グループの取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。

(2) 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図るとともに、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役会の要請に従い経営管理監査部は監査役の要望した事項の監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

(2) 当該監査においては監査役の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して取締役及び執行役員は一切不当な制約をしません。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、取締役及び執行役員と監査役会との協議により決定する方法によっております。

8. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制及び通報者保護の体制

- (1) 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- (2) 当社コンプライアンス室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告しております。
- (3) 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することが出来ます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は経営陣と意見交換を実施します。
- (2) 監査役は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- (3) 監査役は各社の現場にも足を運び入れ、3Q6S監査等を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は誠実な事業活動を行うことを「CSR憲章」の中で明示し、その運用を定めた「CSR規程」において反社会的勢力への一切の関与を禁止するとともに、反社会的勢力に対する受付対応手順書を作成し、反社会的勢力に対して毅然とした態度で挑む体制を整備しています。

具体的には反社会的勢力排除に向けて以下のとおり取り組んでいます。

- (1) 対応統括部署である総務部内に責任者を設置し、窓口を一本化して対応を行っています。
- (2) 京都地区企業防衛対策協議会に加入し企業間の連携を密にして反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、警察及び京都府暴力追放推進センター等の外部専門機関の指導を受けています。
- (3) 責任者が暴力追放府民大会や京都地区企業防衛対策協議会の定例会議等に出席し、研修を受けるとともに、時宜をとらえて全社員に必要な情報の周知や注意喚起、対応要領等について指導しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は「ディスクロージャーポリシー」の中で、日本電産グループの適時開示に係る基本方針を以下のとおり定めております。
『当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価を可能とするため、更には当社の説明責任を果たし、経営の透明性を高めるため、公正かつ適時・適切な開示を行います。グループ会社を含む当社の全従業員及び役員はこのディスクロージャーポリシーを遵守します。』

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、公正かつ適時・適切な開示を行うため、上記の基本方針に基づき、日本電産グループ全社を対象とした「開示手順管理規程」及び「インサイダー取引に関する社内規則」において具体的な開示の方法及び手順を定めています。これら規程に基づく当社の適時開示体制は以下のとおりです。

- (1) 適時開示情報に該当すると想定される重要な決定を行った場合、また事実が発生した場合、情報を入手した事業所長、各部門責任者は直ちに情報管理責任者（広報宣伝部担当役員）に報告する。
- (2) 適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定は、代表取締役副会長執行役員を委員長とする開示検証委員会が協議を行い、情報管理責任者が判断する。
- (3) 情報管理事務局（広報宣伝部）は、フェアディスクロージャーの確保、またインサイダー取引防止の観点から情報管理を徹底した上で、当該情報を開示する。なお適時開示情報が子会社に係る場合、当該子会社の担当部署は当社広報宣伝部の指示に基づき開示する。

株主総会

